技術資料（様式第４号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

令和○年○月○日

公立大学法人福井県立大学

　　　理事長　窪田　裕行　様

住　所　　〒○○○－○○○○

○○県○○市○○番

代表者 ○○株式会社　　　　　印

代表取締役社長

○○　○○

令和６年３月１４日付けで入札公告のありました福井県立大学恐竜学部（仮称）学部棟電気設備工事の技術資料を提出します。なお、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないことならびに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問合せ先は下記のとおりです。

記

問合せ先

担 当 者　：　○○　○○

部　　署　：　○○本店○○部○○課

電話番号　：　（代）○○－○○○－○○○○　［（内）○○○○］

注意

①標準型、簡易型の形式を問わず本様式を使用する。

②技術資料（様式第4～１１号）の提出方法は、入札公告を確認すること。

③添付資料は、入札参加資格確認資料と同時に持参または郵送により１部提出すること。

④技術資料の内容について問合せを行う場合には、上記の連絡先の担当者に行う。

⑤技術資料は入札価格と同程度の意味を持つことから慎重に取り扱うこと。提出後の撤回および内容の修正ならびに再提出は認めない。

⑥記載内容の確認のため発注者より追加資料の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。

⑦資料作成に要する費用は提出者の負担とする。

［P １／○］

（様式第９号）（営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事用）　（用紙Ａ４）

**企業の技術力および地域性・社会性**

|  |  |
| --- | --- |
| 施工実績を評価する基準 | 過去**２０**年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。（評価対象の同種工事を１件のみ記入） |
| 同種工事の名称等 | 工事名称 | ○○○○○工事　　（ＣＯＲＩＮＳ登録番号（登録がある場合）） |
| 発注機関名 | ○○○○○○ |
| 工事場所 | ○○県○○市○○町○○　　 |
| 契約金額 | （最終の請負金額（税込）を記入する。） |
| 工期 | 平成○年○月○日　～　平成○年○月○日 |
| 工事概要 | ○○ |
| 工事成績評定 | 件数 | 　　　　　件 | 平均点（小数点第**２**位切捨て） | 　　　　　点 |
| 優良工事表彰受賞による加点申請（＊） | □加点申請する　・　□加点申請しない表彰年度（　　　　　　　　）表彰名（　　　　　　　　）工事名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ISO9001認証取得（＊） | □有　　　・　　□無　 |
| 企業の地域性・社会性 | 主たる営業所の所在地 | 主たる営業所の所在地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 福井県との災害協定の締結（＊） | □有　　　・　　□無　　　　　　 |
| 福井県との県有建築物に係る緊急災害時の災害協定の有無（＊） | □有　　　・　　□無※管工事においては県有機械設備に係る協定、電気工事および電気通信工事においては県有電気設備に係る協定、機械器具設置工事および消防施設工事においては県有機械設備または県有電気設備に係る協定に限る。 |
| 指定工種を除く工種における県内企業の活用（＊） | □次の①～③のいずれかを満たす① 元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する② 「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てを自ら施工する□上記以外　　 |
| 発注者指定品目のうち指定品目数以上の県産品の活用（＊） | □活用する（　　　品以上） ・　□活用しない　 |

注意　上記記載の内容が確認できる資料（ＣＯＲＩＮＳ工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し）を添付資料として提出すること。

・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。

（ＣＯＲＩＮＳ登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。）

・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。

・（＊）は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。

・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「公立大学法人福井県立大学恐竜学部（仮称）学部棟整備に係る入札実施要領」および福井県が発行する「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

［P ○／○］

（様式第９号の４）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

**県産品活用計画書**

本工事において、下表の使用候補県産材・県産品またはこれらの製品と同等と認められるその他の県産材・県産品を使用します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 工種 | 品名 | 使用候補県産材・県産品 | 備考 |
| 製造・加工業者名 | 製造・加工場の所在地 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 　 | 　設計図書で県産材・品を使用することが指定されているものを除くものとする。 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 9 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 10 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 11 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 12 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 13 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 14 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 15 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

注意

・この表に記載する県産材・県産品は別紙資料の定義等に準拠して記載すること。

・設計図書で県産材・県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。

・この表に記載の県産材・県産品は、施工時にこの表に記載のない他の県産品に変更することができる。（建築一式）

・この表に記載の県産品の品目は、施工時に指定品目に記載のない他の県産品に変更することができる。（建築一式以外）

・入札時にこの表に記載した県産材・県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。

・この表に記載した製造・加工業者を、施工時に他の県内の製造・加工業者に変更することはできる。

・入札時の申請に反して、施工時にこの表に記載した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

［P ○／○］

（様式第１０号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

**企業の工事成績算出対象工事**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 完成年度 | 工事名 | 発注機関 | 施工地係 | 工期R○年○月○日～R○年○月○日 | 契約金額（最終契約額） | 工事成績 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

注意：福井県（土木三公社を除く。）の工事成績評定を有しない場合にのみ提出すること。

・次表により国の発注工事で、入札公告（評価基準表）に示す期間内に工事完成検査を受けたもののうち、当該発注工種の工事成績評定を対象とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く） | 北陸地方整備局（港湾空港関係のみ） | 近畿中国森林管理局 | 北陸農政局 |
| 港湾・漁港 |  | ○ |  |  |
| 農村整備 | ○ |  |  | ○ |
| 治山・林道 | ○ |  | ○ |  |
| 上記以外 | ○ |  |  |  |

・工事成績評定の写し（発注年度、工事成績評定点と請負者名、工事名が判明するもの）を全て添付すること。

・工事成績等に記入漏れや誤りがあった場合は、当該評価項目について加点されない場合があるので注意すること。

［P ○／○］

（様式第１１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

**主任（監理）技術者の資格・工事経験**

|  |  |
| --- | --- |
| 配置予定技術者の従事役職・氏名・生年月日・年齢 | ○○技術者　　○○　○○　　○○○○年　○月　○日生　（○○歳） |
| 最終学歴 | ○○大学　○○工学科　○○年卒業 |
| 法令による資格・免許等 | １級○○施工管理技士　（取得年および登録番号）監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号および登録会社）監理技術者講習（取得年、修了証番号）○○○○○（取得年および登録番号等） |
| 優良工事表彰受賞による加点申請（＊） | □加点申請する　・　□加点申請しない表彰年度（　　　　　　　　）表彰名（　　　　　　　　）工事名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）受賞工事における従事役職（　　　　　　　　　　　　） |
| 施工経験を評価する基準 | 過去２０年間に、元請け企業の主任（監理）技術者、元請け企業の現場代理人（過去の同種工事に携わった段階で一級国家資格等を保有していた場合に限る）、または元請け企業の若手担当技術者（福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書がある者に限る）として完成・引渡しが完了した同種工事に従事した経験を有すること。（評価対象の同種工事を１件のみ記入）　 |
| （１件のみ）同種工事の名称等 | 工事名称 | ○○○○○工事　　　　　（ＣＯＲＩＮＳ登録番号） |
| 発注機関名 | ○○○○○○ |
| 工事場所 | ○○県○○市○○町○○ |
| 契約金額 | ○○○，○○○，○○○円　（最終の請負金額（税込）を記入する。） |
| 工　　期 | 平成○年○月○日　～　平成○年○月○日 |
| 従事役職 | ○○技術者、現場代理人 |
| 工事概要 | ○○○○ |
| 若手担当技術者の常駐 | □専任の（他の工事と兼務しない）監理技術者等のもとで若手担当技術者を常駐する　　　氏名・生年月日・年齢　　○○　○○　○○○○年○○月○○日生（○○歳）　最終学歴　　　　　　　 ○○大学　○○工学科　○○年卒　法令による資格・免許等　　1級○○○　　（取得年および登録番号等）□専任の（他の工事と兼務しない）監理技術者等のもとで若手担当技術者を常駐する　　　氏名・生年月日・年齢　　○○　○○　○○○○年○○月○○日生（○○歳）　最終学歴　　　　　　　 ○○大学　○○工学科　○○年卒　法令による資格・免許等　　1級○○○　　（取得年および登録番号等） |
| 継続学習への取組み状況 | 証明期間　　　　（　　年　月　日　）～（　　年　月　日　）　　　　　　　　（　　　　　　　　）年間取得単位数　　　（　　　　　　　　）ユニットまたは単位 |

注意：上記記載の内容が確認できる資料（ＣＯＲＩＮＳ工事カルテ、施工図面、設計書、資格者証、 (社)全国土木施工管理技士会連合会（土木一式工事、鋼構造物工事の場合）、または（(社)日本建築士連合会・建築ＣＰＤ運営会議（建築一式工事の場合）の発行する学習履歴証明書等の写し）を添付すること。

・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付すること。

　（ＣＯＲＩＮＳ登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を添付すること。）

・同種工事の名称等に、若手担当技術者として従事した工事経験を記入する場合は、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書の写しを併せて提出すること。

・配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。ただし、評価は、合計点の最低となる配置予定技術者とする。

・（＊）は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。

・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「公立大学法人福井県立大学恐竜学部（仮称）学部棟整備に係る入札実施要領」および福井県が発行する「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

［P ○／○］

**総合評価落札方式に係る県産材・県産品の定義等について**

県産材・県産品の定義および品目計数の方法は下記のとおりとする。

１　県産材・県産品の定義

（１）県産材

次の一に該当するもので、その事実を証明する書類が添付されたものとする。

ア　県内産の木材、木製品で、県内で加工されたもの。

イ　原料の一部に県内産の木材を含む製品（合板、集成材、ＷＰＣ等）で、県を含む第三者委員会（「福井県間伐材活用推進会議」）が認定した製品。

ただし、県内産木材だけで製造された合板、集成材については県産材とする。

（２）県産品

次の一に該当するもので、その事実を容易に判別できるものとする。なお、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。**（注意：鉄筋や鉄骨の加工は製造ではない）**

ア　県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品等。

イ　県外に主たる事務所を有する者が、県内に所在する自社製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等。

（３）特定の製品の取扱

ア　生コンクリート、コンクリート２次製品、アスファルト合材（再生アスファルト合材を含む。）は県産品の対象とし、その定義は（２）による。

イ　砂利、砕石、砂、捨石、栗石、土等の自然物（再生骨材、改良土を含む）を直接的、または半直接的に使用する資材は県産品の対象としない。

２　県産材・県産品の品目計数の方法

県産材・県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。ただし、設計図書で県産材・品を使用することが指定されているものを除くものとする。

（１）県が提示する設計書のうち、内訳明細書に記載されている資材単価または複合単価で計上されている1項目の製品の全量を県産材・県産品とする場合に１と計数する。

（２）（１）にかかわらず、主要原材料（木、鉄、アルミ、ステンレス、合成樹脂等）、JIS等の規格、品名が異なるものは別製品として計数し、同一製品で強度、形状、寸法、仕上げ程度、色、施工箇所、現場工法等の差異により内訳明細書の複数項目に計上されているものは１と計数する。

（３）主な品目の計数の例示

ア　生コンクリート、アスファルト合材はそれぞれ１と計数する。

イ　型枠は型枠用合板、メッシュ型枠、樹脂型枠等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

ウ　コンクリートブロック、コンクリート平板舗装材、インターロッキング舗装材、舗石はそれぞれ1と計数し、境界ブロック、L形側溝、Ｕ形側溝、側溝蓋等のコンクリート2次製品はまとめて１と計数する。

エ　木材は構造材、造作材ごと、樹種ごとにそれぞれ1と計数する。また、積層材、集成材は構造材、造作材ごとにそれぞれ1と計数する。

オ　金属屋根葺材、といは、スチール、ステンレス、アルミ、合成樹脂等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

カ　金属工事の各材料は、品名ごと材種ごとにそれぞれ１と計数する。

キ　金属製建具は、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、窓、框戸、フラッシュ戸、学校間仕切り等の種別ごと、自動ドア、自閉式引き戸等の自動閉鎖機構ごとにそれぞれ1と計数する。

ク　木製建具は、窓、障子、襖、框戸、フラッシュ戸等の種別ごとにそれぞれ１と計数する。

ケ　シャッターは、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、重量、軽量、オーバーヘッド等の種別ごとにそれぞれ１と計数する。

コ　内装材は、材料種別ごとにそれぞれ１と計数する。

サ　木製家具は、設計図書で家具仕様が同一のものは１と計数する。

シ　可動間仕切り、移動間仕切り、トイレブースはそれぞれ１と計数する。

ス　階段ノンスリップ、黒板、ホワイトボード、サイン表示、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン、カーテンレール等はそれぞれ１と計数する。